

議 長 日程第1「議案第30号松田町議会議員及び松田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例及び松田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 皆さん、おはようございます。定例会3日目よろしくお願ひいたします。  
議案第30号松田町議会議員及び松田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例及び松田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和7年6月3日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。最近の物価高等の影響を踏まえ、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法施行令の改正により公費負担等の単価の引上げが行われるため、当該法令改正に準じ所要の改正をしたいので提案するものであります。よろしくお願ひいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼総務課長 それでは、議案第30号松田町議会議員及び松田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例及び松田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、御説明させていただきます。

改正の理由としまして、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法施行令の改正により、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動に対し、選挙運動用ビラ等の作成に係る単価や投票所の投票管理者等の報酬の公費負担額の限度額が引き上げられたことに伴い、当該法令の改正に準じて、本町の町議会議員及び町長選挙における選挙運動の公費負担額と松田町特別職の職員で非常勤のものの選挙関係の報酬の限度額を引き上げるため、所要の改正を行うものでございます。

なお、対象となる条例を一括で改正することから、対象の条例ごとに第1条から第2条の条立てとなっております。

それでは、議案2枚をおめぐりいただき、3枚目の参考資料1を御覧ください。

い。松田町議会議員及び松田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（第1条関係）の新旧対照表でございます。右が現行、左が改正案でございます。改正案では、第8条「選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続」で、松田町が候補者の契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち選挙運動用ビラの作成単価の上限額を1枚当たり現行の7円73銭から8円38銭に改めるものでございます。

その下、第11条関係でございます。「選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続」でございます。

恐れ入りますが、次ページをお願いいたします。松田町が候補者の契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、選挙運動用ポスターの印刷代の作成単価を1枚当たり現行の541円31銭から586円88銭に改めるものでございます。

続きまして、次ページの松田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（第2条関係）でございます。

新旧対照表の左側、改正案のほうを御覧ください。改正案では、別表第1（第2条関係）でございます。区分は上から3番目の投票所の投票管理者、こちらは選挙1回につき現行の1万2,800円から1万4,500円に改めるものでございます。

以下、下の期日前投票所の投票管理者から下から3番目の開票立会人までの選挙関係の特別職の職員で非常勤のものの報酬額をそれぞれ表の記載の額に改めるものでございます。

すみません、3ページに戻っていただきまして、議案本文を御覧ください。附則でございます。この条例は、令和7年7月1日から施行するものでございます。

なお、参考資料2につきましては、5月22日の全員協議会で御説明しました松田町議会議員及び松田町長の選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例等の資料を添付しておりますので、後ほど御高覧いただければと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声です。質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第30号松田町議会議員及び松田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例及び松田町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。